

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本件業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成24年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成23年12月14日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

男女共同参画情報紙らぶらす編集業務及びホームページ作成業務

(2) 業務内容

「男女共同参画情報紙らぶらす」に関する以下の業務

編集業務（企画立案・取材・取材に伴う謝礼の負担・撮影・原稿作成・校正・割付・印刷・製本）

ホームページ用データ作成

発行回数 2回

発行部数 各号4,200部

(3) 履行期間

平成24年4月2日から平成24年11月30日まで

業務の履行が良好であることを条件に、平成26年度まで1年度ごとに随意契約する予定である。

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

提案者の選定は行わず、期日までに提出された参加表明書により、参加資格の確認を行う。

4. 事業者の特定方法

事業者の特定は、選定委員会により行い、以下のとおり二段階で行う。

(1) 第一次選定

提出された提案書を評価基準に基づき審査し、上位4者を選定する。

選定結果は、文書で通知する。

選定した事業者については、あわせて第二次選定の招請を通知する。

(2) 第二次選定（最終選定）

第一次選定合格者によるプレゼンテーションを行い、その内容を評価基準に基づき審査し、第一次選定及び第二次選定により総合的に評価した結果、最も優れた事業者に優先交渉権を付与することとする。

選定結果は、文書で通知する。

5. 事業者を特定するための評価項目

(1) 業務を安定的に遂行する能力

業務実績（世田谷区、他自治体）

実施体制（人材確保、適切な外注先の確保）

（２）予定担当者（ディレクター、ライター、デザイナー、カメラマン等）の技術力、実績

（３）男女共同参画についての理解度

男女共同参画に関する国・都の法令等の把握・理解

世田谷区の男女共同参画の計画（世田谷区男女共同参画プラン）等の把握・理解

（４）企画提案能力

男女共同参画についての現状を把握し、効果的な企画が提案できるか

区の計画に則した企画が提案できるか

（５）スケジュールの管理能力

（６）見積金額及び内容の妥当性

（７）プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

（７）については、第一次選定により選定した事業者についてのみ適用する。

６．手続き等

（１）担当部課

〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27 第1庁舎1階5番窓口

世田谷区生活文化部男女共同参画担当課

電話 03 - 5432 - 2260 ファクシミリ 03 - 5432 - 3005

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

期間 : 平成24年12月14日（水）から12月27日（火）

場所及び方法 : 世田谷区ホームページ（暮らし・生活 [おしらせ](#)）にて公開
区のホームページからダウンロード又は、（１）の窓口で配布

（３）参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 : 平成24年12月27日（火）午後4時まで必着

場所 : 上記（１）担当部課に同じ

方法 : 持参に限る

（４）提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 : 平成24年1月23日（月）午後4時まで必着

（23日以前は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受け付けます。）

場所 : 上記（１）担当部課に同じ

方法 : 持参に限る

７．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金 免除

（３）契約書作成の要否 要

（４）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

（５）関連情報を入手するための照会窓口 上記6（１）担当部課に同じ

（６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（７）詳細は説明書による。